

2025年4月10日

各位

株式会社みなと銀行

## 米国の関税措置にかかる対応について

りそなグループのみなと銀行（社長 持丸 秀樹）は、今般の米国の追加関税措置等により影響を受けるお客さまを支援するため、全営業店に相談窓口を設置するとともに、「米国による関税措置等対応特別融資」の取り扱いを開始します。

本窓口では、融資・資金繰りに関するご相談や、返済条件の変更のご相談などに対応します。

### 記

#### 1. ご相談窓口の設置

ご相談窓口の設置店	全営業店（営業時間中のみ）
窓口開設日	2025年4月10日（木）
対象となるお客さま	米国の関税措置等により、直接的・間接的の別を問わず影響を受けられた、または影響を受ける可能性のある法人・個人事業主のお客さま
ご相談内容	運転資金のお借入れ、ご返済に関するご相談

#### 2. 「米国による関税措置等対応特別融資」の概要

商品名	「米国による関税措置等対応特別融資」
資金使途	運転資金
融資金額	5億円以内
融資期間	5年以内
融資利率	変動金利
融資形式	証書貸付・手形貸付
取扱期間	2025年9月30日（火） ※状況を踏まえて、取扱期間の延長も検討いたします。
その他	ご融資には一定の条件がございますので、窓口でご相談ください。また「融資利率」や「融資形式」、「ご返済方法」や「保証人・担保」などは、お客さまのご事情を考慮のうえ、個別に協議をいただき対応いたします。

以上